



許可番号第00140124210号

産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道北見市東相内町10番地7
氏名 愛和産業株式会社 代表取締役 伊藤 嘉高

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成29年10月18日

許可の有効年月日 平成34年10月16日

1. 事業の範囲

埋立（燃え殻、汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物の死体、動物のふん尿、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む）、肥料等の製造（発酵（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿））、再生骨材等の製造（破碎（がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず））、切断・分離（廃油、廃プラスチック類、金属くずの混合物（廃オイルエレメントに限る。）、減容（廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）、破碎（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）、圧縮（廃プラスチック類）。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 安定型及び管理型最終処分場
設置場所 北見市端野町三区851番地1、854番1、857番
設置年月日 平成19年10月4日
処理能力 面積24,060㎡、容量218,100m³
許可年月日 平成18年7月27日
許可番号 網環生第1115号

施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設
設置場所 北見市端野町三区851番1
設置年月日 平成27年1月7日
許可年月日 平成26年11月18日
許可番号 才環生第2518号
処理能力 8.205t/日(8時間)、1.0256t/時間

施設の種類 木くずの破碎施設
設置場所 北見市小泉958番3
設置年月日 平成30年12月17日
許可年月日 平成30年12月4日
許可番号 才環生第2838号
処理能力 240t/日(8時間)、30t/時間

施設の種類 廃油、廃プラスチック類、金属くずの混合物（廃オイルエレメント）の切断・分離施設
設置場所 北見市端野町三区857番
設置年月日 平成22年11月25日
処理能力 0.48t/日(8時間)、0.06t/時間

（第2面へ続く）



(産業廃棄物処分業許可証)

許 可 番 号 第 0 0 1 4 0 1 2 4 2 1 0 号
許可業者の名称 愛和産業株式会社

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くずの破碎施設
 設置場所 北見市端野町三区851番1
 設置年月日 平成19年10月 4日
 許可年月日 平成18年 8月 2日
 許可番号 網環生第607-5号
 処理能力 (廃プラスチック類) 37.97t/日(8時間)、4.75t/時間
 (木くず) 44.67t/日(8時間)、5.58t/時間
 (紙くず) 33.50t/日(8時間)、4.18t/時間
 (繊維くず) 13.40t/日(8時間)、1.67t/時間
 (ゴムくず) 58.07t/日(8時間)、7.25t/時間
 (金属くず) 125.08t/日(8時間)、15.635t/時間

施設の種類 がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設
 設置場所 北見市端野町三区854番1
 設置年月日 平成21年11月 9日
 許可年月日 平成21年10月14日
 許可番号 網環生第2169号
 処理能力 1,600t/日(8時間)、200t/時間

施設の種類 廃プラスチック類の減容施設
 設置場所 北見市端野町三区857番
 設置年月日 平成21年 8月 1日
 処理能力 0.8t/日(8時間)、0.1t/時間

施設の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿の発酵施設
 設置場所 北見市端野町三区856番1
 設置年月日 平成28年11月 1日
 処理能力 21.6t/日(24時間)、0.9t/時間

施設の種類 廃プラスチック類の圧縮施設
 設置場所 北見市端野町三区851番1
 設置年月日 平成28年 2月24日
 処理能力 44.8t/日(8時間)、5.6t/時間

施設の種類 木くずの破碎施設
 設置場所 北見市小泉958番3
 設置年月日 平成30年12月17日
 許可年月日 平成30年12月 4日
 許可番号 才環生第2839号
 処理能力 139.2t/日(8時間)、17.4t/時間

施設の種類 保管場所 1
 設置場所 北見市端野町三区851番1
 面積 600㎡
 種類 廃プラスチック類
 保管上限 1,044㎡ 高さ3.0m

施設の種類 保管場所 2
 設置場所 北見市端野町三区857番
 面積 74.55㎡
 種類 紙くず
 保管上限 89.3㎡ 高さ- m

施設の種類 保管場所 3
 設置場所 北見市端野町三区857番
 面積 50㎡
 種類 金属くず
 保管上限 26㎡ 高さ1.25m

施設の種類 保管場所 4
 設置場所 北見市小泉958番3
 面積 680㎡
 種類 木くず(抜根、伐木)
 保管上限 1,336.824㎡ 高さ4.050m

施設の種類 保管場所 5
 設置場所 北見市小泉958番3
 面積 1,190㎡
 種類 木くず(解体材)
 保管上限 3,385.15㎡ 高さ8.5m

施設の種類 保管場所 6
 設置場所 北見市端野町三区854番1
 面積 1,600㎡
 種類 がれき類(コンクリート殻)
 保管上限 4,666㎡ 高さ5.0m

施設の種類 保管場所 7
 設置場所 北見市端野町三区854番1
 面積 225㎡
 種類 がれき類(アスファルト殻)
 保管上限 279㎡ 高さ3.0m

施設の種類 保管場所 8
 設置場所 北見市端野町三区857番
 面積 10㎡
 種類 廃プラスチック類(発泡スチロール)
 保管上限 10㎡ 高さ- m

施設の種類 保管場所 9
 設置場所 北見市端野町三区857番
 面積 70㎡
 種類 廃プラスチック類
 保管上限 40.8㎡ 高さ1.75m

(第 3 面へ続く)

(産 業 廃 棄 物 処 分 業 許 可 証)

許 可 番 号 第 0 0 1 4 0 1 2 4 2 1 0 号
許 可 業 者 の 名 称 愛 和 産 業 株 式 会 社

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 22 年 1 月 20 日 変 更 許 可
(破 碎 (ガ ラ ス く ず , コ ン ク リ ー ト く ず 及 び 陶 磁 器 く ず , 金 属 く ず) , 減 容 (廃 プ ラ ス チ ッ ク 類)
の 追 加 , 選 別 (金 属 く ず) の 削 除 。)

平成 22 年 12 月 9 日 変 更 許 可
(肥 料 等 の 製 造 (発 酵 (汚 泥 , 廃 油 , 廃 酸 , 廃 アルカリ , 動 植 物 性 残 さ , 動 物 系 固 形 不 要 物 , 動 物
の ふ ん 尿)) の 追 加 。)

平成 23 年 2 月 23 日 変 更 許 可
(切 断 ・ 分 離 (廃 油 , 廃 プ ラ ス チ ッ ク 類 , 金 属 く ず の 混 合 物 (廃 オ イ ル エ レ メ ン ト に 限 る 。) の
追 加 。)

平成 24 年 10 月 29 日 許 可 の 更 新

平成 28 年 7 月 26 日 変 更 許 可
(圧 縮 (廃 プ ラ ス チ ッ ク 類) の 追 加 。)

平成 29 年 10 月 18 日 許 可 の 更 新

5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)